

2024年7月19日

有機フッ素化合物に関する基準項目の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の概要

エコマークの認定基準では、繊維材料の有害物質に関する基準として撥水加工などに使用される有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）について基準項目を設定している。PFOS、PFOAなどの有機フッ素化合物は、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（POPs条約）の規制対象となっており、国内ではそれらを「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）の第一種特定化学物質に指定することにより規制している。POPs条約では、2022年6月にペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS関連物質が規制対象に追加されたことから、2024年2月1日に化審法の第一種特定化学物質として「ペルフルオロ（ヘキサン-1-スルホン酸）（別名PFHxS）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。）又はこれらの塩」が新たに指定された。近年、世界的にも有機フッ素化合物に対する規制が強化されていることから、当該基準項目を化審法の第一種特定化学物質の規制に準じることとし、PFOS、PFOAの他、PFHxS、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホニル）=フルオリド（PFOSF）を対象とする基準として改定を行う。

2. 対象となる商品類型

- ・ No.101 「かばん・スーツケース Version1.10」
- ・ No.103 「衣服 Version3.6」
- ・ No.104 「家庭用繊維製品 Version3.5」
- ・ No.105 「工業用繊維製品 Version3.4」
- ・ No.128 「日用品 Version1.25」
- ・ No.130 「家具 Version2.7」
- ・ No.143 「靴・履物 Version1.8」
- ・ No.164 「海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物を再生利用した製品 Version1.2」

3. 改定箇所

※見え消し部分を削除、下線部分を追加。

No.101 「かばん・スーツケース Version1.10」

分類 B. 「布製ショッピングバッグ、トートバッグ」の場合 ※他の類型も同様

4. 認定の基準と証明方法

- (2) 製品の各種加工（防かび、蛍光増白、難燃、柔軟、衛生、抗菌、製品漂白）について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないよう十分配慮し、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。また、表 5 の基準値に適合すること。

表 5 繊維製品加工剤の基準（改定箇所のみ抜粋）

物質名	基準値	試験方法	対象製品
PFOS <u>PFOSE</u> PFOA <u>PFHxS</u>	1µg/m²以下 <u>使用のないこと</u>	CEN/TS15968:2010 ISO25101 OekoTex	フッ素系撥水剤、撥油剤、防汚加工剤が使用されている製品

【証明方法】 変更なし（該当部分のみ抜粋）

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、申込者または製造事業者は製品の加工の有無などを記載した証明書を提出すること。対象となる種類の加工あるいは薬剤が使用されている場合には、表の対象物質の不使用を確認できる安全データシート、または試験結果などの証明書類を提出すること。（以下省略）

4. 改定日 2024年8月1日

以上